

# 9 地区推薦各種委員

自治会（自治会連合会）から選出していただく役員を紹介します。

委員の名称	<b>自治会長</b>
根拠法令等	袋井市自治会長等設置規程
選出範囲・人数	各自治会に1人
任期	1年（4月1日～3月31日） 市長から委嘱 ※再任可 補欠就任した方には、前任者の残任期間を委嘱
謝礼等	15,000円／月（3か月分ごと4回に分けて支払い）
役割 仕事内容	<p>自治会長は、自治会の最高責任者として、会員と協力し合いながら会をまとめ、また、対外的には会の意思を伝える代表者として、市との連絡調整をしていただきます。</p> <p>具体的な活動内容は、自治会ごとに異なりますので、独自の活動をお願いいたします。</p> <p>市からお願いする活動の例は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市役所からの文書、連絡等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会運営交付金（32 ページ）の算出基礎となる自治会加入世帯数の報告〔4月〕</li> <li>・前年度の事業実績報告及び運営交付金精算書の提出〔4月〕</li> <li>・翌年度のコミュニティ施設等の整備計画書の提出〔9月頃〕</li> <li>・新年度役員届の提出〔2月〕 他</li> </ul> </li> <li>2 広報ふくろい、班内回覧文書等の配付</li> <li>3 自治会から市への要望事項等のとりまとめや現場立会い</li> <li>4 環境美化運動、河川愛護事業等の取りまとめ</li> </ol>
会議等	自治会長・自治会連合会長会議〔4月〕 その他、各地区主催の会議等があります。
担当部署	袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 電話 44-3107 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

委員の名称	<b>自治会連合会長</b>
根拠法令等	袋井市自治会長等設置規程
選出範囲・人数	各自治会連合会に1人
任期	2年（4月1日～3月31日） 市長から委嘱 ※再任可 補欠就任した方には、前任者の残任期間を委嘱
謝礼等	25,000円／月（3か月分ごと4回に分けて支払い）
役割 仕事内容	<p>自治会連合会長は、自治会連合会の最高責任者として会をまとめ、また、対外的には会の意思を伝える代表者として、市との連絡調整をしていただきます。</p> <p>具体的な活動内容は、自治会連合会ごとに異なりますので、独自の活動をお願いいたします。</p> <p>市からお願いする活動の例は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会連合会長会議への出席〔年9回程度〕</li> <li>2 袋井市自治会連合会の会員として、各種協議会等への出席</li> <li>3 自治会連合会内の自治会間の連絡調整</li> <li>4 市への意見提言等</li> </ol>
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長・自治会連合会長会議〔4月〕</li> <li>・自治会連合会長会議〔年9回程度〕</li> </ul> <p>その他、各地区主催の会議等があります。</p>
担当部署	<p>袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室</p> <p>電話 44-3107 FAX 43-2132</p> <p>E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

委員の名称	<b>自主連合防災隊長</b>
根拠法令等	袋井市地域防災計画
選出範囲・人数	各自主連合防災隊に1人。専任または自治会連合会長との兼任で、自治会連合会単位で選任されます。
任期	特に定めはありません
謝礼等	なし
役割 仕事内容	<p>自主連合防災隊は、同一生活圏における複数の自主防災組織の皆さんが一緒になって防災活動に取り組む組織です。</p> <p>自主連合防災隊長が防災リーダーとなり、それぞれの自主連合防災隊におかれまして、地域特性にあわせた防災活動をお願いいたします。</p> <p>災害発生時には、自主連合防災隊長は管轄する市災害対策本部の支部に参集し、支部長及び地域防災指導員とともに、管轄区域における災害応急対策の統括業務を行います。</p> <p>市からお願いする活動の例は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>2 関係防災団体等と自主防災組織との連絡調整、連携促進</li> <li>3 効果的な防災訓練の実施</li> <li>4 災害時における災害応急対策の統括業務</li> <li>5 市の防災施策の広報や推進、普及協力</li> </ol>
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主（連合）防災隊長会議〔4月〕</li> <li>・総合防災訓練説明会〔7月〕</li> <li>・地域防災訓練説明会〔10月〕</li> <li>・防災講演会〔年1回程度〕</li> </ul> <p>その他、各地区主催の会議等があります。</p>
担当部署	<p>袋井市役所 危機管理部 危機管理課 災害対策係</p> <p>電話 86-3701 FAX 86-5577</p> <p>E-mail bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

委員の名称	<b>地域防災指導員</b>
根拠法令等	ふじのくに危機管理計画（地域防災計画編） 袋井市地域防災計画
選出範囲・人数	次に例示する方の中から、原則、自主連合防災隊単位で1人選出していただきます。 1 消防署、警察署、自衛隊、その他防災関係行政機関経験者 2 消防団員または消防団経験者、災害ボランティア活動者、自主防災組織会長経験者、防災委員経験者 3 その他地域防災活動に関する知識と経験を有する者
任期	原則として2年以上 ※再任可
謝礼等	なし
役割 仕事内容	1 自主連合防災隊長の補佐役 2 南海トラフ巨大地震における被害想定解説、周知 3 効果的な地域防災訓練の実施 4 市または県の施策の広報や推進、普及協力 5 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 6 関係防災団体等と自主防災組織との連絡調整、連携促進 7 おおむね1年で交代することが多い自主防災隊長に対して、地域の防災活動をよく知った立場から助言を与える。
会議等	・自主（連合）防災隊長会議〔4月〕 ・総合防災訓練説明会〔7月〕 ・地域防災訓練説明会〔10月〕 ・防災講演会〔年1回程度〕 その他、各地区主催の会議等があります。
担当部署	袋井市役所 危機管理部 危機管理課 災害対策係 電話 86-3701 FAX 86-5577 E-mail bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

委員の名称	<b>自主防災隊長</b>
根拠法令等	袋井市地域防災計画
選出範囲・人数	各自主防災隊に1人。専任または自治会役員との兼任で、原則として自治会単位で選任されます。
任期	特に定めはありません
謝礼等	なし
役割 仕事内容	<p>自主防災隊は、日頃から地域の皆さんが一緒になって防災活動に取り組む組織です。</p> <p>自主防災隊長は、組織のリーダーとして地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、災害時要支援者の避難支援対策、防災訓練の指導などを行い、日頃から地域住民の防災意識を高めることに努めていただきます。</p> <p>それぞれの自主防災隊におかれましては、地域特性にあわせた防災活動をお願いいたします。</p> <p>市からお願いする活動の例は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自主防災隊の活動目標と活動計画の策定</li> <li>2 総合防災訓練及び地域防災訓練の企画・実施</li> <li>3 自主防災台帳の作成・更新</li> <li>4 自主防災隊の防災資機材の整備及び定期点検</li> <li>5 地域の安全点検や防災地図の作成</li> <li>6 避難所運営マニュアルの作成</li> <li>7 自力で避難が困難な方(災害時要支援者)の避難支援対策</li> <li>8 住宅耐震化及び家具等転倒防止の啓発</li> <li>9 地域防災対策会議等への出席</li> </ol>
会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主(連合)防災隊長会議〔4月〕</li> <li>・総合防災訓練説明会〔7月〕</li> <li>・地域防災訓練説明会〔10月〕</li> <li>・防災講演会〔年1回程度〕</li> </ul> <p>その他、各地区主催の会議等があります。</p>
担当部署	<p>袋井市役所 危機管理部 危機管理課 災害対策係</p> <p>電話 86-3701 FAX 86-5577</p> <p>E-mail bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

委員の名称	<b>防災委員</b>
根拠法令等	袋井市地域防災計画
選出範囲・人数	次に例示する方の中から、原則、自治会ごとに3人選出していただきます。積極的に女性を登用してください（2～3人）。 1 地域の実態に詳しい人 2 防災研修会等に参加することが可能な人 3 防災に関心がある人
任期	地域の実情にもよりますが、概ね3年程度を任期としています。
謝礼等	なし
役割 仕事内容	1 自主防災隊長の活動の補助 2 総合防災訓練及び地域防災訓練への参画・参加 3 防災研修会等への参画・参加 4 自主防災活動への積極的参加 5 地域住民への基本的な防災に関する知識・技術の伝達
会議等	防災講演会〔年1回程度〕 その他、各地区主催の会議等があります。
担当部署	袋井市役所 危機管理部 危機管理課 災害対策係 電話 86-3701 FAX 86-5577 E-mail bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

＜地区推薦各種委員＞  
自治会連合会から選出

委員の名称	<b>環境美化指導員</b>
根拠法令等	袋井市環境美化指導員及び推進員設置要綱
選出範囲・人数	各自治会連合会に1人
任期	2年
謝礼等	なし
役割 仕事内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区内における廃棄物の分別収集、減量化及び再資源化の推進</li> <li>2 地区内における廃棄物の排出マナーに関する啓発及び指導</li> <li>3 地区内における不法投棄の監視及び不法投棄情報の市への通報</li> <li>4 市が実施する説明会等への参加</li> <li>5 環境美化推進員への指導及び助言</li> <li>6 その他環境保全対策の推進において必要な事項</li> </ol>
会議等	環境美化指導員・推進員合同講習会〔4月〕 その他、各地区主催の会議等があります。
担当部署	袋井市役所 環境水道部 環境政策課 環境衛生係 電話 44-3115 FAX 44-3185 E-mail kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

自治会から選出

委員の名称	<b>環境美化推進員</b>
根拠法令等	袋井市環境美化指導員及び推進員設置要綱
選出範囲・人数	各自治会に1人
任期	1年
謝礼等	なし
役割 仕事内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会内における廃棄物の分別収集、減量化及び再資源化の推進</li> <li>2 自治会内における廃棄物の排出マナーに関する啓発及び指導</li> <li>3 自治会内における不法投棄の監視、不法投棄情報の市への通報</li> <li>4 市が実施する説明会等への参加</li> <li>5 その他環境保全対策の推進において必要な事項</li> </ol>
会議等	環境美化指導員・推進員合同講習会〔4月〕 その他、各地区主催の会議等があります。
担当部署	袋井市役所 環境水道部 環境政策課 環境衛生係 電話 44-3115 FAX 44-3185 E-mail kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp



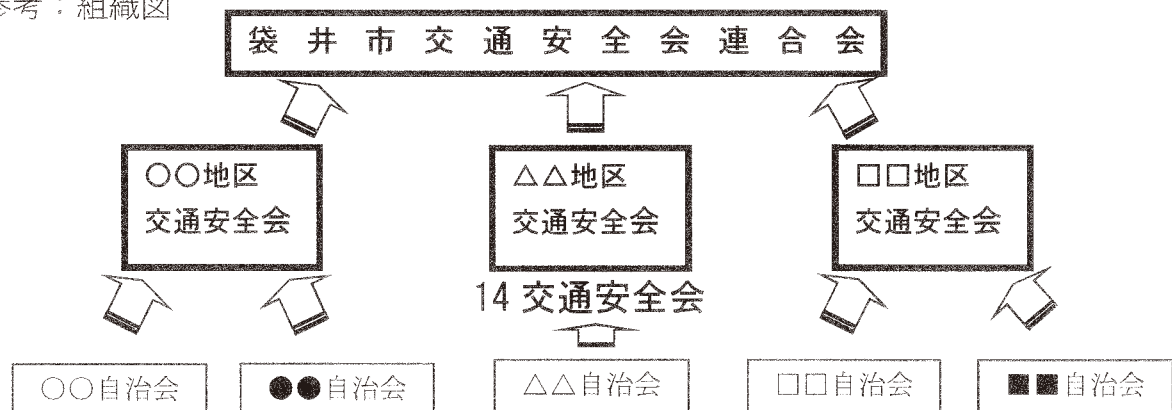
<地区推薦各種委員>  
自治会から選出

委員の名称	健康づくり推進員
根拠法令等	<p>※令和6年度から市からの委嘱はなくなります。 なお、地域によっては、まちづくり協議会の役員として活動を継続する場合があります。</p>
選出範囲・人数	
任期	
謝礼等	
役割 仕事内容	
会議等	
担当部署	袋井市役所 総合健康センター 健康長寿課 健康支援係 電話 84-7811 FAX 84-7582 E-mail chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

選任時には、自治会連合会並びに自治会の御協力をお願いします。

委員の名称	袋井市交通安全会連合会会員
根拠法令等	袋井市交通安全会連合会規約
選出範囲・人数	各地区交通安全会から4人の会員を選出します。 ※各地区交通安全会は、自治会ごとに交通安全担当者が選出され、選出された会員で組織されています。
任期	2年（各地区交通安全会の規約によって期間が異なります）
謝礼等	なし
役割 仕事内容	1 年4回の交通安全運動期間中における街頭指導 〔令和6年度：4/8・7/11・9/20・12/13〕 2 総会、専門部会、研修会等への出席 3 各種イベントにおける交通安全啓発活動 4 花火大会、マラソン大会時の交通整理 5 のぼり旗等の点検 他
会議等	・袋井市交通安全会連合会総会〔4月〕 ・袋井市交通安全会連合会理事会〔年5回、各地区会長のみ〕 その他、各地区主催の会議等があります。
その他	各地区交通安全会の会長が袋井市交通安全会連合会の役員（理事）となり、理事会への出席をはじめ、各地区交通安全会との連絡調整を行います。
担当部署	袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 交通政策係 電話 44-3125 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

参考：組織図



【 連合会をまたぐ交通安全会 】

袋井南地区（駅前、高尾、愛野）、袋井西地区（袋井、川井、袋井西、田原、方丈）

袋井北地区（袋井北、袋井北四町）、袋井東地区（袋井東一、袋井東二）、山名地区（上山梨、下山梨、宇刈）

**袋井市交通安全会連合会の会員を4人選出**

会長（1人）、副会長（1人）、指導員（2人）

選任時には、自治会連合会並びに自治会の御協力をお願いします。

委員の名称	民生委員・児童委員（袋井市民生委員児童委員協議会）	
根拠法令等	民生委員法・児童福祉法	
選出範囲・人数	153人（120～280世帯ごとに1人　うち、主任児童委員11人）	
任期	3年（令和4年12月1日～令和7年11月30日） ・再任を妨げない ・中途退任の場合、前任者の残任期終了まで ・次期全国一斉改選　令和7年12月1日 ・任期終了年の前年度後期から、再任意思の確認・新任の人選を開始することが望ましい	
謝礼等	なし ※ただし実費弁償費の支給あり	
役割 仕事内容	地域で生活に困っている人や子ども・高齢者・障がい者・ひとり親家庭の人などの相談に応じ、関係行政機関や専門機関等へつなぐ「パイプ役・つなぎ役」。 また、地域福祉活動の推進、関係行政機関・市社会福祉協議会との協力活動を行う。  <推薦方法> 自治会連合会長・自治会長の推薦→ 袋井市民生委員推薦会で推薦→市長進達→県知事推薦→厚生労働大臣→委嘱 ※中途退任の場合も同様の手続きで選任  <組織図> 第一地区民生委員児童委員協議会 （今井、三川、上山梨、下山梨、宇刈） 第二地区民生委員児童委員協議会 （袋井、川井、袋井西、田原、方丈、袋井東一、袋井東二） 第三地区民生委員児童委員協議会 （駅前、高尾、高南、豊沢、愛野） 第四地区民生委員児童委員協議会 （袋井北、袋井北四町） 第五地区民生委員児童委員協議会 （浅羽北、浅羽西、浅羽東、浅羽南、笠原）	
会議等	・袋井市民生委員児童委員協議会総会〔12月〕 ・袋井市民生委員児童委員協議会臨時総会〔4月〕 その他、各地区民児協の会議、県や市主催の研修会等があります。	
担当部署	袋井市役所 市民生活部 しあわせ推進課 社会福祉係 電話 44-3121 FAX 43-6285 E-mail shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp	

袋井市  
民生委員  
児童委員  
協議会